

日向市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会設置要綱をここに公表する。

令和7年9月16日

日向市長 西 村 賢

日向市告示第240号

## 日向市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく日向市都市計画マスタープラン及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づく日向市立地適正化計画（以下「計画等」という。）の改訂を行うため、日向市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会（以下「改訂委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 改訂委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画等の改訂に関すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、計画等の改訂のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 改訂委員会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画等の改訂完了までとする。

### (委員長等)

第5条 改訂委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるときは、委員のうち委員長があらかじめ指名したものが職務を代理する。

### (会議)

第6条 改訂委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 改訂委員会の庶務は、都市政策課において処理する。

### (委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、改訂委員会の設置に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。  
(最初の会議)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

(日向市都市計画マスターplan策定検討委員会設置要綱及び日向市立地適正化計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 日向市都市計画マスターplan策定検討委員会設置要綱（平成20年日向市告示第157号）
- (2) 日向市立地適正化計画策定委員会設置要綱（令和元年日向市告示第129号）